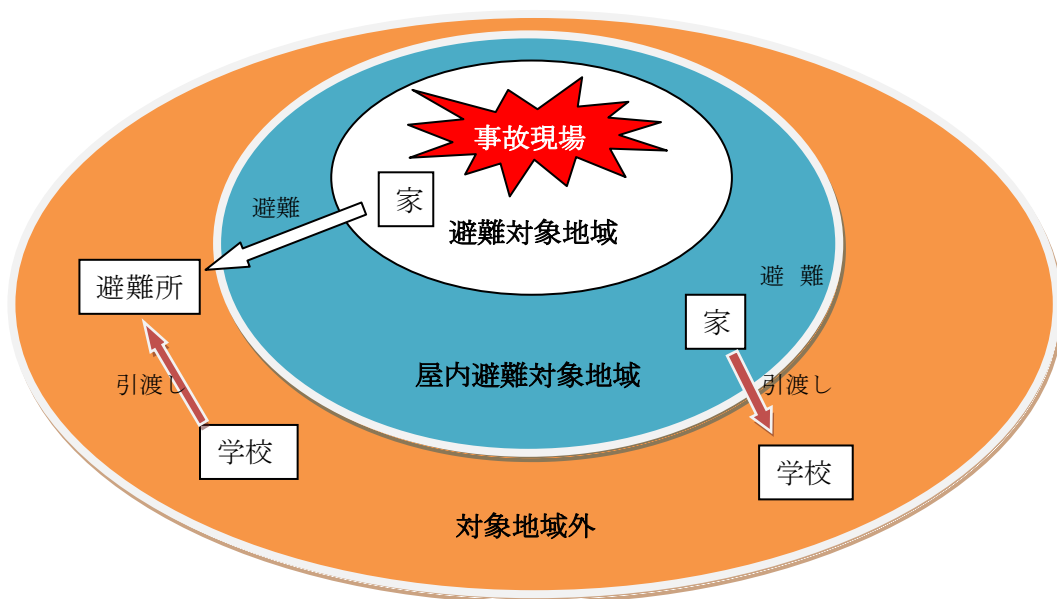


(参考資料2)

通学状況に応じた対応

(1) 児童生徒が30km圏内から、圏外の学校へ通学している場合

※自宅が避難区域・屋内退避区域に指定される可能性もあるため、
学校は必要な情報（名簿を作成し、指定される避難所や保護者の連絡先等を把握）
を保護者・生徒に伝達する。



(2) 生徒が30km圏外から、圏内の学校へ通学している場合

※学校が避難区域・屋内退避区域に指定されている場合、学校は必要な情報
（名簿を作成し、指定される避難所や保護者の連絡先等を把握）を保護者・生徒に伝達する。

